

## 上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び上田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

### 1 改正の理由

#### (1) 団員報酬について

団員の処遇改善を目的として、令和3年4月13日に総務省消防庁から「消防団員の報酬等の基準の策定等について」が通知された。

通知の内容は、令和4年4月1日から消防団員の報酬を国の基準以上にすること、災害に対する出動報酬について、1日当たり8,000円とすることであったことから、市として団員のさらなる処遇改善を図るため、団員報酬を定めた「上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」について、所要の改正を行うもの

#### (2) 団員定員について

近年、消防団員数の減少が続き、令和3年12月時点において、平成25年に定めた定員2,270人に対して1,689人（報酬支払口座登録者数。定員比74.4%）となっていることから、消防団員の条例定数を定めた「上田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」について、所要の改正を行うもの

### 2 改正の内容

#### (1) 団員報酬（上田市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正（第1条関係））

ア 国が標準と定める額より低い階級の団員報酬について増額するため、別表第4の非常勤の消防団員の部長、班長、団員の額を次の額に改める。

階級	現行	改正後
部長	35,700円	45,000円
班長	23,500円	40,000円
団員	14,200円	36,500円

イ 消防団員の災害に対する出動報酬を創出し、出動時間により3区分を規定する。

出動時間	出動報酬
2時間未満	2,000円
2時間以上4時間未満	4,000円
4時間以上又は1日	8,000円

#### (2) 団員定数（上田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（第2条関係））

消防団員の条例定員について、実態を考慮しつつ、将来を見据えて2,270人から1,850人に改める。

### 3 施行期日

令和4年4月1日